

桜井市公共施設自家用電気工作物管理業務委託仕様書

1. 適用範囲

この仕様書は、桜井市（以下「甲」という。）が設置する施設において、電気事業法第38条第4項に規定する自家用電気工作物について、同法第43条に基づく同法施行規則第52条第2項の規定により保安管理業務を委託するにあたり、受託者（以下「乙」という。）が実施すべき必要な事項を定める。

2. 業務名

桜井市公共施設自家用電気工作物管理業務委託

3. 委託場所及び設備概要

グループ毎の委託場所及び各施設の設備概要は、別紙1「桜井市公共施設自家用電気工作物管理業務委託場所及び施設の概要」による。

4. 委託期間

履行期間： 令和8年10月1日から令和11年9月30日まで
(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)

5. 乙の資格及び職務誠実義務

乙は、電気事業法施行規則第52条の2及び第53条第2項で定める外部委託先の要件に適合するとともに、電気事業法第43条第4項で定める保安管理業務を誠実に履行しなければならない。

6. 保安管理業務内容

甲の保安規程に基づき実施する乙の保安管理業務は、次の各号に掲げるとおりとし、その結果について甲に報告すると共に、経済産業省令で定める電気設備技術基準の規定に適合しない事項がある場合は、必要な指導又は助言を行うこと。

なお、本業務の履行にあたっては、乙の責任において公衆および作業員の安全性を十分に担保したうえで実施すること。また、本業務の履行に起因して、電気工作物の破損、停電事故ならびに電力会社側の配電系統への波及事故等、甲または第三者に損害を与えた場合は、乙の責任において速やかに復旧・賠償等の措置を講じるものとし、これらに伴う緊急出動、復旧対応、および安全対策等に要する一切の費用は乙の負担とする。

(1) 電気工作物の設置又は変更の工事についての設計の審査、工事中の点検及び試験の実施。

(2) 電気工作物の維持及び運用を適正に行うための定期的点検、測定、試験及び清掃の実施。

(3) 電気工作物事故発生時の応急措置の指導及び事故原因探求への協力並びに再発防止のためとるべき措置の指導、助言及び必要に応じた臨時点検の実施。

なお、事故発生時の緊急出動は休日、夜間にかかわらず行うものとし、これに伴う費用は乙の負担とする。

(4) 乙は甲の低圧電路の絶縁状態を常時監視するために絶縁監視装置を設置することがで

きる。絶縁監視装置を設置する場合は、速やかに乙の全額費用負担で設置し、24時間体制で対応し、これを維持管理する。なお、絶縁監視を行う場合は、月次点検を隔月で行えば足りるものとする。絶縁監視にあたっては、乙は、警報動作電流（設定の上限値は50ミリアンペアとする。）以上の漏えい電流が発生している旨の警報を連続して5分以上受信した場合、又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合に、警報発生の原因を調査し、電気工作物の状態を確かめるとともに、必要に応じ保安業務従事者を派遣して点検を行うなど適切に対処すること。また、乙は、警報発生時の受信の記録を3年間保存することとする。

- (5) 絶縁監視装置を設置した場合は、契約開始後速やかに乙の負担において甲の委託場所に設置することとし、以後、絶縁監視装置の保守及びその費用についても乙が行うものとする。
- (6) 電気工作物の受電・遮断にあたり、安全上甲が必要とする場合は、必ず立会いをすることとする。
- (7) 従業員（職員）に対する電気保安に関する安全教育を必要に応じ行うこと。
- (8) 法令に定める官庁検査の立会い。

7. 点検の回数及び時期

保安管理業務のうち巡視、点検、測定試験の項目は、別紙2（巡視・点検・測定試験基準）のとおりとする。点検時期については原則下記のとおりとし、各施設と事前に協議し、決定するものとする。

- (1) 月次点検（主として運転中の施設を点検）は、1ヶ月に1回とする。
ただし、絶縁監視装置による絶縁監視を行う場合は、隔月1回以上で足りるものとする。
- (2) 年次点検・精密点検（主として施設の運転を停止して点検）
 - ① 年次点検は、年1回以上とする。ただし、桜井駅歩行者専用道路については、別紙1（桜井市公共施設自家用電気工作物管理業務委託場所及び施設の概要）のとおりとする。
 - ② 精密点検は、3年に1回を目安とし、電気管理技術者等の指示又は助言により、発注者が必要と判断した年次の年次点検時に行う。
- (3) 臨時点検（必要に応じ設備の内部点検）は、必要の都度行うものとする。特に障害発生を理由とする臨時点検の場合、本店又は支店、営業所等から2時間以内に到達し、初期対応を迅速に行うとともに、障害発生の原因究明及び報告書の作成を必ずすること。またその際発生する費用は乙の負担とする。
- (4) 工事中点検（設置改造等の工事期間中の点検）は、毎週1回以上とする。

8. 引込開閉器操作の実施体制

前条点検等の実施に伴う、電力会社との責任分界点近傍に設置された引込開閉器の操作については、乙の責任において安全性を十分に担保したうえで実施するとともに、次の各号に留意すること。

- (1) 別紙1において設置形態が「柱上（高所）」となっている施設については、当該柱上での操作および点検を要すること。
- (2) 引込開閉器操作の実施にあたり、必要な一切の諸費用（高所作業車等の特殊車両使用料、機材運搬費、電力会社への諸手続・操作依頼手数料等）は、すべて乙の負担とする。

9. 機器・材料

作業に使用する一般的な消耗品、機器、材料等は乙の負担とする。

10. 立ち入り場所

電気使用場所の設備について、甲の企業機密、衛生管理、環境保全、業務上の都合その他の理由で乙がその場所に立ち入りできない場合の外観点検は、甲が乙より点検方法の指導を受けて実施し、その結果を乙に通知するものとする。なお、その点検結果について、乙が点検を行う必要があると認めたときは、甲は乙の立ち入りについて措置するものとする。

11. 損害賠償

乙は、保安管理業務を履行するにあたり、乙の故意又は過失により、甲又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償する義務を負うものとする。ただし、乙の責に帰することのできない事由によるときはこの限りでない。

12. 大規模災害時の体制

乙は、大規模災害時等複数施設の電気工作物に事故が発生した場合においても、保安管理業務を履行するために、適切な措置をとることができるよう体制をあらかじめ整備しておくこと。

13. 一般事項

- (1) 点検業務が完了したときは、点検結果報告書を作成し、速やかに提出すること。
- (2) 作業実施にあたっては、各施設の業務に支障をきたさないこと。
- (3) 点検の結果、故障又は異常を発見したときは、応急処置又は常備する工具等で手直しが出来ること。
- (4) 乙は、甲の指示により速やかに契約書を作成すること。
- (5) 甲が乙の出席を必要とする会議打合せ等について、乙は必ず出席すること。ただし、乙の代理者を出席させる場合、甲の承諾を得ること。

14. 再委託の禁止

乙は、受託した保安管理業務を他の者に再委託してはならない。

ただし、乙が個人であって、本人の急病等やむを得ない理由がある場合は、甲が事前に承認した場合に限り、同等以上の資格、要件を満たす他の者に業務を再委託することができるものとする。

15. 申請について

所轄官庁への届出並びに書類作成費用等については、乙の負担とする。

16. その他

この仕様書に定めのない事項に関しては、甲乙協議のうえ決定する。

桜井市公共施設自家用電気工作物管理業務委託場所及び施設の概要

別紙 1

グループ 番号	委 託 場 所	受 電 設 備		非常発電設備		太陽光発電装置		構内引込開閉器		年次点検 想定時間帯	備 考
		電圧(V)	容量(kVA)	電圧(V)	容量(kVA)	電圧(V)	出力(kW)	設置	設置形態		
1	桜井市役所本庁舎	6,600	1,050	220	350	100	10 (×2 台)	○	地上置	休日日中	2 回線受電 (本線・予備線 2 系統) 年次点検と非常用発電設備 点検 (他業者) を同時実施
				220	50						
				220	5						
2	桜井市保健福祉センター	6,600	650					○	柱上 (高所)	休日日中	関電 PAS 操作必須
3	桜井駅北口駐輪駐車場	6,600	80					○	柱上 (高所)	平日日中	関電 PAS 操作必須
	桜井駅歩行者専用道路	6,600	95					○	柱上 (高所)	※平日日中	関電 PAS 操作必須
4	第 1 保育所	6,600	150					○	柱上 (高所)	休日日中	関電 PAS 操作必須
	第 2 保育所	6,600	125					○	柱上 (高所)	休日日中	関電 PAS 操作必須
	第 3 保育所	6,600	200					×	—	休日日中	関電 PAS 操作必須
	第 5 保育所	6,600	200					○	柱上 (高所)	休日日中	関電 PAS 操作必須
5	桜井中学校	6,600	225					○	柱上 (高所)	*	関電 PAS 操作必須
	桜井東中学校	6,600	130					○	柱上 (高所)	*	関電 PAS 操作必須
	大三輪中学校	6,600	150					○	柱上 (高所)	*	関電 PAS 操作必須
	桜井西中学校	6,600	250					○	柱上 (高所)	*	関電 PAS 操作必須
6	桜井小学校	6,600	300			200	20	○	柱上 (高所)	*	関電 PAS 操作必須
	城島小学校	6,600	150					○	柱上 (高所)	*	関電 PAS 操作必須
	安倍小学校	6,600	225					○	柱上 (高所)	*	関電 PAS 操作必須
	朝倉小学校	6,600	200					○	柱上 (高所)	*	関電 PAS 操作必須
	大福小学校	6,600	250					○	柱上 (高所)	*	関電 PAS 操作必須
	初瀬小学校	6,600	250					×	—	*	関電 PAS 操作必須
	三輪小学校	6,600	350					○	柱上 (高所)	*	関電 PAS 操作必須
	織田小学校	6,600	325					○	柱上 (高所)	*	関電 PAS 操作必須
	纏向小学校	6,600	175					○	柱上 (高所)	*	関電 PAS 操作必須
	桜井西小学校	6,600	250					○	柱上 (高所)	*	関電 PAS 操作必須
	桜井南小学校	6,600	200					○	柱上 (高所)	*	関電 PAS 操作必須
7	し尿処理施設	6,600	550					○	柱上 (高所)	休日日中	関電 PAS 操作必須
	一般廃棄物最終処分場	6,600	230					○	柱上 (高所)	休日日中	関電 PAS 操作必須

※年次点検については、令和 8 年度は、PAS 更新を契約以前に行っており、令和 9 年度及び令和 10 年度に行うものとする。

*基本的に学校の夏休み期間中の平日日中であるが、都合により、休日日中になる場合あり。

巡視・点検・測定試験基準

電 気 工 作 物		点 検 項 目	月次 点検	年次 点検	精密 点検	臨時 点検
受電設備・配電設備	引込線・ケーブル 電線及び支持物	外観点検	○	○	○	必要に応じて行うこと
		絶縁抵抗測定		○	○	
	遮断器・開閉器類	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	○	
		継電器との連動動作試験		○	○	
		絶縁油試験			○	
		内部点検			○	
	母線・断路器 電力用コンデンサ	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	○	
	変圧器	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	○	
		絶縁油試験			○	
		内部点検			○	
	配電盤・制御回路	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	○	
		保護継電器の動作特性試験				
		計器校正・シーケンス試験				
	接地装置	外観点検	○	○	○	
		接地抵抗測定		○	○	
電気使用場所の設備	電気機器類 配線及び配線器具 接地装置	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	○	
		接地抵抗測定		○	○	
		絶縁状態監視	絶縁監視装置による			
非常用予備発電装 置	原動機関係・発電機 関係 蓄電池・その他の電 気機 器類 接地装置	外観点検	○	○	○	
		始動試験	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	○	
		接地抵抗測定		○	○	
		保護継電器の動作特性試験				